

# 「和光市議会基本条例(素案)」説明会での来場者の意見

意 見		回 答	
[いただいた件数]			
坂下公民館		中央公民館	
前 文	3 件	前 文	
第1章	1 件	第1章	
第2章	4 件	第2章	
第3章	5 件	第3章	
第4章	3 件	第4章	
第5章	4 件	第5章	
第6章	2 件	第6章	
第7章	2 件	第7章	
第8章	3 件	第8章	
坂下公民館合計	2 7 件	中央公民館合計	
		2 8 件	
		総合計	
		5 5 件	
前 文 について			
前 文	坂下公民館	Q. 市長等について8条と統一すべきではないか。	A. 御意見を受け検討し調整していきたいと考えている。
	坂下公民館	Q. 和光市議会の理念について。	A. 御意見を参考に細部を詰めていきたい。
	坂下公民館	Q. 議決権等の行使をしっかりと書き入れていただきたい。	A. いただいた御意見をしっかりと受けとめていきたい。
	中央公民館	○活動の原理をまとめたということで、非常にわかりやすくクリアな感じがするが、議員の倫理などはもう既にできているのだから、それをうまくまとめて、どこでどのように決めているということをはっきりさせたという意義があるが、全体のトーンとしてどのようなことをはっきり出させるんだなど、もう少し政策立案というところに力点を置いた形にすると、議会基本条例という感じがするのではないか。	A. 議会としての権能が幾つかあるのを議決権等の『等』でまとめている。政策立案機能、議会の機能については重要であることは十分認識しているので調整していきたい。
第1章 総則 について			
第1条	坂下公民館	Q. 議会改革の意欲について明記してください。	A. 御意見を参考に細部を詰めていきたい。
第2章 議会及び議員の活動原則 について			
第2条	坂下公民館	Q. 抽象的な語句が多い。議会に対する市民の関心が高まるよう努めることの意味について。	A. 御意見を参考に細部を詰めていきたい。
	坂下公民館	Q. 議会の活動原則として市政運営の監視強化の問題も入れてもらいたい。	A. 御意見を参考に細部を詰めていきたい。
	中央公民館	Q. パブリックコメントについて、市民からの意見は全文を掲載してくれるのか。要約するのであれば、意見と要旨となぜそういうふうにしてもらいたいのかという理由というふうに分けて掲載するのか。	A. 要旨を大きく逸脱することがないような形でしっかりと掲載させていただく。
第3条	坂下公民館	Q. 自由な討議とはどのようなものを想定されているのか、具体的な中身を。	A. 議員間で合議を求めるということではなく、議員個々の立場で意見表明しながら、合議できるところは合議し個々の態度を表明していくことが説明責任を果たすことと認識している。今後も先進市事例等を参考にしながら市民の期待にこたえていきたい。
	坂下公民館	Q. 議員は市政の予算の適正執行を監視するとともに、市民全体の福祉の向上を目指して活動するとはどうか。	A. 当然、地域の代表と個別な事案だけではなく、市政全体を見据えて、広い視野を持って、全体の福祉の向上を目指していくという趣旨で御理解いただきたい。
	中央公民館	Q. 個別的な事案の解決の具体的な意味について。	A. 議員は一部の団体とか、地域の代表など個別の事案だけではなく、市政全体を見据えて、幅広い視野で、市民全体の福祉を向上させていくという観点から、議員の活動原則を定めた。

第3章 議会と市民との関係 について

第4条	坂下公民館	Q. 陳情・請願、傍聴の問題について。	A. 御意見を参考に細部を詰めていきたい。
	坂下公民館	Q. 市民参加の機会拡充も必ず入れてもらいたい。	A. 御意見を参考に細部を詰めていきたい。
	坂下公民館	Q. 市民参加として傍聴者が委員会等で委員長の許可を得れば傍聴者も意見を述べられる条項を入れるべきではないのか。	A. 各委員会の委員長の議事整理権の中でできる要素はある。他市での積極的な市民参加についての条例、規則を、参考にしていきたい。
	坂下公民館	Q. 3項の議会報告会等の等というのは一体どういうものを指しているのか。	A. 市民と意見交換の場ということで、代表的に議会報告会と記載している。従来の制度として公聴会、参考人制度など多様な意見交換の場を設けていくということで記載している。
	坂下公民館	Q. 定例会について、月1回開催したらどうか。欧米先進国では毎月やっている。	A. 御意見として伺う。
	中央公民館	Q. 閉会中の委員会の開催日をホームページで公表し、お知らせを。	A. 原則公開としていきたい。
	中央公民館	Q. ネット上での会議録の公開について。	A. 今後の課題とさせていただくが、公開する方向で検討する。
	中央公民館	Q. 全員協議会に関し、ホームページ上も含め原則公開ということでよろしいですか。	A. 意見として前向きにとらえ今後検討課題と考える。
	中央公民館	Q. 代表者会議も公開してほしい。	A. 代表者会議に関しては、各会派代表者の意見調整の場と考えている。
	中央公民館	Q. 議会報告以外にどのような形で説明責任を果たそうと考えているのか。	A. 一つは、議会報告会等で市民との意見交換の場を設け議会としての審議のあり方、経過について報告すること。 もう一つは、議員が議案に対して、個々人が討論し、賛否を明確にすることが説明責任になってくると考えている。 その上で、議会報告会等としたのは制度として従前からある参考人制度や公聴会制度以外に議会報告会あるいは意見交換会という形で、市民と意見を交換する場を設けることで情報交換公開を果たしていきたいと考えている。
	中央公民館	Q. ホームページとかチラシとか議員個人の報告については、この規則の中で義務づけるということはないのか。どういう位置づけにするのか。	A. 議会基本条例の中で、議会としての説明責任として議会ではどのような結論を出すのか、その経緯について説明し、市民と情報を共有していくということと考える。議員個人の報告等は含まれてはいない。
	中央公民館	Q. 議会は議員の集団ではないんですか。	A. 議員一人一人の立場が違っていても、議会で決議されたものを報告し説明していくことの基に議会基本条例がある。
	中央公民館	Q. 政策提案の拡大というのは、要するに市民が政策提案をするという意味ですか。	A. ここは、市民と意見及び情報交換を行う場を設けることにより課題をとらえ、議会の政策提案の機会の場として活用することを定めている。
	中央公民館	Q. 政策提案の拡大というのは、議会が政策提案をするということと、市民がこういうことをしたらどうですかということを出すのではないか。そのような機会を議会として活用すると書くと非常に有効かと。市民参加条例で市民の政策提案制度があるんですけども、なかなか機能していない。だから、議員が出ていってそれで説明することによって、市民の政策提案の機会をやるとすると、これは読んだらそうかなと思いました。	A. 市民参加条例では、市民の政策提案が可能になっている。これは議員が皆さんの意見を聞いて、政策提案につなげる手法と御理解いただきたいと思う。
中央公民館	Q. 市民からの政策提案と関連しますけれども、市民参加の条例提案制度は10人以上いないとできない。しかし、議会への陳情は1人でもできる。では、なんでその市民としてのメリットを第3項のあとでもいいけれども、議会の陳情の取り決めみたいなもの、そういった内容があつてしかるべきではないか。ぜひ、陳情を出しやすい雰囲気を作って欲しい。	A. 意見陳述ということで、請願に関しては紹介議員に、陳情に関しては代表者を参考人として積極的に意見を聞いている。今回の意見も参考にしながら検討していきたいと考えている。  A. 制限はしていない。会議規則に位置づけてあるのが他の適切な表現がないか検討させてもらう。	

第4条	中央公民館	Q. 議長の任期について入れていただきたい。	A. 議長任期について特段の定めはない。基本的には4年だと理解している。ただし、議長の都合、体調等様々な問題で辞任されることに関してはいたし方ないと思われる。 議長選挙については本会議で投票されていることも御理解願いたい。
	中央公民館	Q. 来年改選がありますから、必ず議長選挙は行われると思いますが、日程をぜひ教えていただきたい。全員協賛を本会議場でやったという先例もあるみたいですから、ぜひやっていただきたい。	A. その件については申し送りしておく。
<b>第4章 議会と行政の関係 について</b>			
第5条	坂下公民館	Q. 反問権の問題はなぜここには入らないのか。一問一答が入っても反問権がないのはおかしいのではないのか。	A. いわゆる反問権という広義のものから使い方を限定した確認権というようなものを認めるべきとの意見もあり、議事整理権の範疇で質問の趣旨を確認することで意見集約がされたが、一問一答での論議を明確にした上で再度検討したい。
	坂下公民館	Q. 文書質問を制度化していただきたい。	A. 提案の件については、今後検討させていただく。
	中央公民館	Q. 市長等と議会及び議員との関係は緊張関係に努めるものとする。緊張関係とはどういうことを意味するのか。	A. 二元代表制下で、議会と市長等が同時に並立的に市民の皆さんを代表して、それぞれ選挙で選ばれて責任を負う制度になっている。議会の役割とは市のチェック機関としての権能を発揮していくということで、それを緊張関係という言葉で表現している。
	中央公民館	Q. 緊張関係については、他市を参考にしたのか。	A. 具体的な他市の事例を参考にはしていない。
	中央公民館	Q. 議員の質問の予告について。 同じような質問が何人かの議員から出た場合既に回答しているため、ある程度省くことは議長としてやらないのか、その点ちょっとお聞かせいただきたい。	A. 議事整理権として議事を進行させるが答弁に踏み込んだことはしない。それぞれの議員が自分の資質を十分発揮して質疑をしていると解釈し、それに関して議長が関与したり理事者側に要求することはない。  A. 一般質問については、質問要旨の調整程度で、その場の議員の能力によって展開していくということになっている。開会の3日前までに内容を整理する意味で事前の通告制をとっている。
第6条	坂下公民館	Q. 議会基本条例を制定するに当たり、執行機関に対する監視、牽制について。	A. 政策の起源から効果まで市議会がPDCAサイクルに基づきチェックしていくということで意気込みを語っている。
	中央公民館	Q. (3)他の自治体の類似する政策との比較検討ということで、政策形成過程において比較検討されているようですけれども、これは具体的にはどの部門がどのように議会の中では検討されるのでしょうか。 (4)和光市総合振興計画における根拠又は位置づけということですが、第四次総合振興計画と、この基本条例の関連、位置づけというものをお聞きしたい。 (8)市民参加の実施の有無と内容については、市民参加推進会議が発足しておりますが、市民参加推進会議における市民参加状況とか細かく評価するような体制ができてきておりますけれども、この内容について議会に対しては、どのような手続きでもって、どのように取り扱われているのか。	A. 市長等による政策の形成過程の説明については、市長がその政策を議会に提案する際に、補足資料として8つ内容の提示を求めている。例えば総合振興計画の場合は、現在の第三次総合振興計画の中での位置づけ、将来第四次総合振興計画についての位置づけ等、計画策定時における市民参加の経緯がどのように行われたのかがわかる資料の提出を要求するもの。
<b>第5章 政務調査費 について</b>			
第9条	坂下公民館	Q. 政務調査費についての提案。	A. 政務調査費については申請主義のため、申請していない議員もいる。
	坂下公民館	Q. 政務調査費について、議会事務局で常時閲覧できる状態にするか、ホームページ上で用途を公開するようにしていただきたい。	A. 公開については議会事務局で行っている。
	坂下公民館	Q. 調査費は必要ですが、今の段階の一人当たり幾ら必要な人は出さないという形ではなく、大枠をとっておいてそこから必要な人が持ち出すようにすればいいのではないのか。	A. 御意見として聞かせていただく。

第9条	坂下公民館	Q. 政務調査費は必要か。必要に応じて実費精算するのが原則だと思う。	A. 政務調査費に関しては、四市の議長会で十分検討していく。
	中央公民館	Q. 市民に対して説明責任を負うことを定めています。とあるがこれは何条で定めているのか。	A. 政務調査費が適切に執行されているかどうか、基準に基づき全部項目ごとに記載して、議長に提出することになっている。例えば、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費という項目別に分類し、支出額ごとに記載した書類に、領収証を添付して5年間保存されている。提出された書類については市民に明らかにしていく、そういう意味合いを持った中身になっている。使途基準が明確に示され、内容を明らかにすることにより市民への説明責任を果たすという言葉に置きかえている。
	中央公民館	Q. 政務調査費について、市民が事務局で閲覧できる体制づくりを市民に対する説明責任の義務化として入れていただきたい。またホームページ上でも閲覧できるよう広報活動をして欲しい。	A. 議会事務局で手続きの上、閲覧できるようにしてある。
<b>第6章 議会及び議会事務局の体制整備 について</b>			
第10条	中央公民館	Q. 議会は、政策立案機能を高めるため、そういった文言がありますが、公開はしてくれますよね。例えば、具体的に言えば、今回、屋間の分も出ていると思いますけれども、市民の意見とパブリックコメントを踏まえて、議会基本条例を制定するわけなんです、新たにまた議会運営委員会を開催すると思うんですが、それは傍聴できますか。	A. ご意見のとおり。
	中央公民館	Q. 議会事務局の体制整備ということで、議会事務局の調査及び法務機能を強化するよう努めるということと、研修制度として、議員研修の充実を図るものとするということ、それから広報に努めるものとうたっているが、事務局の強化についての議会としての評価はどのような形ですか。研修の実績を整理して、公開する方法を考えているのか。	A. 議会事務局、研修に関しても予算との関係がある。市民に対しわかりやすい予算組を考えていかなければならないと思っている。
	中央公民館	Q. 議会事務局の能力、機能強化は重要なことだと思われる。事務局の調査機能というが人的なことを考えると法務が弱いところである。現状のアンバランスをやめないと、議会は本当の意味の調査というものができないのではないかなと思います。これはいろいろな構成の中で、それは可能なのかなのかというのはわからないところなんです。	A. 貴重な意見として受けとめたい。たしかに、議会事務局の体制整備というのは限られた、予算、人員の中で行わなければならないということで1つの大きな課題となっている。議会の拡大していく意味で限られた予算と課題は多いが現状を踏まえ、しっかりと意見として考えていきたい。また事務局の法務については現状厳しいとは思っている。ただ単独ではやれないので、執行部の法務の協力を得る形で考えていきたい。
第12条	坂下公民館	Q. 今回の説明会やパブリックコメントに対する周知が不足している。議会に関心のない市民の声、現場の声を聞く場の設定が必要では。	A. 広報については、貴重な御意見として今後の参考に検討していきたい。
	坂下公民館	Q. 会派別の採決結果の公表ではなく、個人別の採決結果にしてもらいたい。	A. 議会だよりのスペースの問題もあるが検討していく。
	中央公民館	Q. 広報体制をしっかりとしてほしい。	A. 意見として承っております。
	中央公民館	Q. 広報についてはまだ不十分な点がある。また市民参加条例に基づく、市民参加の方法についても議会及び議員の活動が重要になってくると思われる。議会広報の充実ということで、議会としての広報に努めるということだがそれを実施した場合、どのような広報の効果があつたか市民にわかるような方法、手立を何か考えているか。	A. 具体的には決めていないが今後の課題と考える。現在の手法の中で有効な活用が図れるようにしていきたいとは思っている。
	中央公民館	Q. 議会広報の充実に関して、新座市のように議長のスケジュールとかあいさつとか顔が見える形にしていきたいなと思います。それと、議長交際費を平成21年度以降分がホームページに掲載されていないんですが、使っていないということですか。	A. 議会の顔が見えるように議長も努力していきたいと思っている。交際費に関しては、必要最低限の支出に抑えている。平成21年度分については、これから1年間集計したものを掲載する。
<b>第7章 議員の身分及び待遇、政治倫理 について</b>			
第13条	坂下公民館	Q. 和光市議会の議員定数は一体だれが決めるのか。市民が決めるのは当たり前ではないのか。	A. 議員定数については、市民の直接請求による改定、市長が提出する場合がある。議会基本条例の中で明確な改正理由の説明を付して、議員から提出できる条文になっている。直接請求もできるので、請願や陳情も受け付ける。

第13条	中央公民館	Q. 議員定数を減らすということを聞いているが、現状の取り組みについて説明責任をお願いしたいと思いません。 報酬については、委員会又は議員から提出するものとするということで、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除きとあるが、市民の直接請求による場合ということについては、議会としてはどのように取り扱われているのでしょうか。	A. 議員定数に関しては、23年4月の改選から定数18名と条例化されている。 報酬に関しては、報酬審議会に市長が提案すると思う。また市民からの要望、請願が提出されれば審議をして、市民の意見を反映していくことになると思われる。
第15条	坂下公民館	Q. 政治倫理条例の実効性を保つためにも見直す考えは。	A. 和光市の政治倫理条例の特徴は、明確に倫理基準を設けており、厳しいものになっている。 改選時に、誓約書を提出することになっていて、政治倫理条例を実効性のあるものとして具体的に条文化されている。議会としては見直しの考えはない。
<b>第8章 議会に関する他の条例との関係及び見直し について</b>			
第17条	坂下公民館	Q. 形骸化した条例にならないように、実施後の検証はどうされていくのか。	A. 17条で見直し規定を制定している。議会基本条例（素案）完成前に議会報告会の開催、市民との情報共有をするために講演会などを行ってきたということもあり、議会改革の歩みを着実に的確な形で進めていきたい。また、条例の中にも議会報告会等、市民の意見聴取も制定し、具体化に向けてしっかりと行っていきたい。
	坂下公民館	Q. 予算案、財政問題について議会は弱い。財政、予算に関する附属機関として専門部会を持ち、行政と議論をすることが市民にとってわかりやすい方法ではないか。	A. 御意見として伺う。
	坂下公民館	Q. 改選ごとに見直し規定をすべきでは。検討をお願いしたい。	A. 審議経過の中で、社会情勢の変化や改選時期など、問題提起があった場合に、必要に応じて検討する。
<b>全 体 の 意 見</b>			
全体の意見	坂下公民館	Q. 今回の参議院選挙の結果について、和光市議会の皆さんの意見をお聞きしたい。	A. 今回は議会基本条例素案の内容についての説明会なので、その件については議会に持ち帰り意見集約をしたいと考えている。
	坂下公民館	Q. 今、地方議会が抱えている現状についてどう認識されているのか。 今回、議案提出するには和光市議会の理念を明確にした上でないと議論が十分ではないか。	A. 現状として地方自治の抜本的な改革を投げかけているところだと思う。議会としても少しずつではあるが変わっていかうとしており、和光市議会独自のものとして、今まで改革を進めてきた成果としてこの機会に提案することになった。
	坂下公民館	Q. 和光市議会の原点、原型は何かを認識し、地方議会制度について市民、専門家も交えて基本条例を作っていたきたい。	A. 議会としては今ある手法で皆さんとともに改革を進めていきたい。
	坂下公民館	Q. 市民参加にかかわる3つの定義、議会報告会、議員間討議、請願・陳情者の意見の陳述について記述されていない。	A. 御意見として承ります。
	坂下公民館	Q. 通年議会の導入が必要ではないか。	A. それぞれの委員会に付託された所管の事項について継続審議等で閉会中に審議することもできる。 また委員会の中で活発に自由討議することで最終的な討論でも、自身の意向などを表明していくことも積極的に行っていることをご理解いただき、意見は今後の参考にさせていただきたい。
	坂下公民館	Q. 議会の活動基本ベースは一体何か。会派こそが議会の活動の基本ベースではないのか。 会派間の政策論争を真剣に公開でやっていただきたい。これこそが市民に開かれた議会であると思います。	A. 御意見として承っておく。会派での議論というのはイメージについて検討させていただく。

全体の意見	坂下公民館	Q. 政策条例をつくる議論をやっていただきたい。 1会派、1条例をつくる。1任期、議員1条例を作るくらいの意気込みを。	A. 御意見として伺う。
	坂下公民館	Q. 議会図書室の充実をお願いしたい。	A. 検討させていただく。
	中央公民館	Q. 自治体は、市民があつての自治体である。市全体の運用とするために、自治基本条例があり、議会基本条例がある。それから市民参加条例の構成にすると全体の市の運営がクリアになる。その点について、議員がどういふ討議をされたか。	A. 和光市には市民参加条例があり、その上で今回議会改革で55項目の具体的な要望事項を集約した形として議会基本条例の制定を考えている。
	中央公民館	Q. 条例をつくるための実行段階でのお考えというか、計画はどうなっているのか。この基本条例を市民参加、公開されたということですが、策定委員会というような公募委員、公募市民を入れた形でおやりになったんでしょうか。	A. 策定経過は、改選後に各会派から議会改革の要望が取りまとめられ55項目に整理された。要望事項を審議する中で、最終的に議会基本条例の制定を目指すということで、議会の方向性が得られたため、議会運営委員会で基本条例案を策定していくという流れになった。 その後、平成21年3月定例会で中間報告を行い、議会運営委員会で検討がされたのち成文化されてきた。 また、廣瀬先生を講師として市民と協働で議会基本条例についての講演会を開催し、4月にも要望などを踏まえた議会報告会を行い素案を作成した。 実効性に関しては、第6条で、市長等に政策の形成過程の説明を求めるということで、8つの政策の背景と経緯あるいは将来的なコストの計算や論点の整理をするため資料を提示する条項も設け、市の執行部に対しその施策の透明性、公平性が議会として確保できる形で条文化した。なお公募の市民は入っていない。
	中央公民館	Q. 研修とか研さんに努めるとか、目的として掲げてあるが、具体的にはどのような内容を考えているのか。議員の研さんについて、どう考えているのか。	A. 一例として昨年10月から計8回にわたって和光市の財政状況、各部署等の問題点について研修を行った。
	中央公民館	Q. PRの仕方、もっと多くの市民に伝えていただく方法を考えていただけたらと思う。 また、事前に定期的に計画を立てられないものか。このような報告をすることは、誠意が見受けられるが、多くの人が参加できるような方法を考えられないか。	A. 今後、市民参加、市民と多様な形で情報を共有していくための情報提供を行って行きたい。